

○厚生労働省告示第三百八十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の八第二項の規定により、同法第二十三条の二の二十三第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関であるSGSジャパン株式会社及び公益財団法人医療機器センターについて、その住所、基準適合性認証を行う事業所の所在地及び基準適合性認証の業務の範囲を次のように変更する旨の届出があったので、同法第二十三条の八第三項の規定に基づき公示する。

平成三十年十一月十三日

厚生労働大臣 根本 匠

登録番号	名称	変更前の住所	変更後の住所	変更前の基準適合性認証の業務の範囲	変更後の基準適合性認証の業務の範囲	変更の日
A F	S G S 株 式 有 限 公 司	神奈川県横浜市西区みなみ二丁目二番一丁	神奈川県横浜市保土ヶ谷区四軒町十番地	神奈川県横浜市西区みなみ二丁目二番一丁	神奈川県横浜市保土ヶ谷区四軒町十番地	平成二十七年十二月十三日

<p>機そ療用器サ用四 器の器電、マ家 関及気家、庭 連び治庭ジツ庭</p>	<p>十 除る適一〇業(使三 くも用一六規日用 のとの一六格本機単 をなの〇T工器回</p>	<p>十 限る適一〇業(使二 るも用一六規日用 のとの一六格本機単 になの〇T工器回</p>	<p>十 除る適一T工器用一 くも用一〇業(可再 のとの一六規日能再 をなの〇格本機使</p>	<p>十 限る適一〇業(可再 るも用一六規日能再 のとの一六格本機使</p>	<p>九 をなの〇格本機び 除る適一T工器視眼 くも用一〇業(覚科 のとの一六規日用及</p>
--	--	--	---	--	---

A
L

夕器医団公
一七療法益
ン機人財

るのの一六う格工下規日に十律十(標器植 一
のの〇)業日(工づ号百年和化工み動 品 薬外のに器管定を大りの十条律に性性品療医
にの適一Tと業日(工づ号百年和化工み動 品 薬外のに器管定を大りの十条律に性性品療医
限も用一〇い規本以業く八法二法業機型 用 品 断 及 げ ぶ ち 療 ず 定 臣 厚 規 二

二 一 用び医へ指準働よ項のに器管定を大りの十条律に性性品療医
ン 型リ 医体療て定を大りの並掲の理す定臣厚規三の第関の及質機薬医
心使へ注ンイ 薬外機のす定臣厚規びげう医るめが生定第二二す確び 器品
肺用パ 入ペン 品診器管るめが生定にち療高て基旁に一の十る保安有等、
回人リ 器 ス 断 及 理 ず て 基 旁 に 同 も 次 機 度 指 準 働 よ 項 二 三 法 等 全 効 の 医

十
除る適一T工器像線七
くも用一〇業(診及
のとの一六規日断び放
をなの〇格本機画射

十
限る適一T工器像線六
るも用一〇業(診及
のとの一六規日断び放
になの〇格本機画射

十
器五
補
聴

汎ン輸榮(十三十平 加器用工使用リびル液路心用リ 注ベス(九三十平
用ブ液養経 五月七成 の除心用単ンヘタフ用肺人ンヘ 入ンリイ 日日月七成
輸`ボ用腸 日二年二 追泡肺人回使バ及 イ血回工使バ 器型ン 十年二

